

令和5年度

<県内学校・詳細版>

神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）

授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金(申請必要)
生活保護(生業扶助)受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象

1 申請できる方 令和5年7月1日現在で次の要件のすべてを満たす世帯

(1) 保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
- 都道府県によって申請期限が異なりますので、お早めに(できれば7月中に)ご確認ください。

(2) 生活保護(生業扶助)受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。

- 生活保護(生業扶助)受給世帯(以下「生活保護世帯」という。)の確認は、令和5年7月1日現在の生業扶助の措置状況で確認します。
- 住民税所得割非課税世帯(以下「非課税世帯」という。)の確認は、保護者全員の令和5年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額で確認します。

※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。

(3) 対象となる高校生等が高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等が児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
- 高等学校等とは、高等学校(別科を除く。)、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。

※ 高等学校及び中等教育学校(後期課程)の専攻科を含みます。

※ (1)~(3)に該当する方で、就学支援金や奨学金を申請した方も対象となる場合があります。

2 申請期間 令和5年7月3日(月)~令和5年10月31日(火)校内締切

- 書類審査がありますので、お早めにご提出ください。
- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期 申請した月の2箇月後の末頃を予定 (例)7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。
- 非課税世帯の方で、個人番号(マイナンバー)を利用した収入状況確認を希望した場合、非課税証明書等を利用した場合よりも支給時期が更に2~3週間程度遅くなる可能性があります。

※ 専攻科の高校生等は個人番号(マイナンバー)を利用できません。

4 申請書提出先

横浜清陵高等学校 事務室 045-242-1926

〒232-0007 横浜市南区清水ヶ丘41番地

5 支給条件 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給します

- 授業料以外の教育費に係る費用に対して支給しますので、この費用に未済がある場合は、奨学給付金支給額を未済額に充当します。

※ 授業料以外の教育費の例:教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学用品費、修学旅行積立金等

- 授業料以外の教育費に係る費用で未済がないことについて、学校長の確認が必要となります。

6 支給額 世帯区分及び在学する学校の課程により支給額が異なります 「対象者及び給付額確認シート」を参照してください

- 対象となる高校生等1人あたりの支給額（年額）

世帯区分		全日制・定時制		通信制	専攻科
生活保護世帯		32,300円			
非課税世帯	15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹が	いない	117,100円	50,500円	50,500円
		いる	143,700円		

7 提出書類

提出前に記入漏れや添付書類の漏れがないことを確認してください
不備があると支給が遅くなります

(1) 生活保護世帯・非課税世帯共通

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書
- ② 振込先口座を確認できる書類(預貯金通帳のコピー等)

※ 振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別(普通口座又は貯蓄口座)、口座番号及び口座名義人(カナ)がわかる部分の通帳のコピー等を提出してください(通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです。)

(2) 生活保護世帯の方 ※専攻科の高校生等を除く。(専攻科の高校生等は(3)参照)

(1)の書類に加えて、令和5年7月1日現在、生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる次の①②の証明書のうちいずれかを提出してください。

- ① 生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(第2号様式)

※ 学校またはホームページから様式を入手し、福祉事務所で証明を受けてください。

- ② 生活保護受給証明書の原本又はコピー

申請の対象となる高校生等について、令和5年7月1日現在、生業扶助が支給されていることが記載されている証明書を福祉事務所で発行してもらってください。

このお知らせを担当のケースワーカーに確認いただき、必要な書類の発行を依頼していただくと手続きが円滑に進みます。

※ 専攻科の高校生等は非課税世帯であることを確認するため、上記の書類ではなく(3)に記載の書類を提出していただきます。

(3) 非課税世帯の方

(1)の書類に加えて、次の①～③の書類を提出してください。

- ① 令和5年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)であることが確認できる次のア～ウのいずれか(保護者全員分の提出が必要)

ア 令和5年度 市町村民税・県民税 非課税証明書の原本又はコピー

イ 令和5年度 市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書のコピー

ウ 令和5年度 市町村民税・県民税 税額決定・納税通知書のコピー

- ◆ 就学支援金又は学び直し支援金の申請時に個人番号(マイナンバー)が分かる書類の写し等をご提出いただいている場合は、上記書類の提出を省略し、個人番号を利用して所得割額の確認を行うことが可能です。

- ◆ 詳しくは「非課税世帯の方で個人番号(マイナンバー)を利用される方へ」をご覧ください。

② 対象となる高校生等の健康保険証等のコピー※

③ 兄弟姉妹の健康保険証等のコピー※(次の条件に該当する場合のみ)

令和5年7月1日現在、対象となる高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の兄弟姉妹(平成12年7月3日～平成20年4月1日生まれ)を申請者が扶養している場合のみ提出してください。

※ 健康保険証のコピーは、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りし、読み取れない状態にして提出してください。

神奈川県外から転入された場合や、転職等により健康保険証等が変更となった場合など、必要に応じて追加書類をお願いする場合があります。

非課税世帯の方で個人番号(マイナンバー)を利用される方へ

- ◆ 非課税世帯の方は、個人番号(マイナンバー)を利用することで、7(3)に記載の「① 令和5年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が0円(非課税)であることが確認できる書類」の提出を省略することができます。

- ◆ 個人番号(マイナンバー)を利用するためには、就学支援金又は学び直し支援金の申請(届出)時に、保護者全員の個人番号(マイナンバー)カードの写し等※を提出している必要があります。

※ 個人番号カードのコピー、個人番号通知カードのコピー、個人番号が記載された住民票の写し、個人番号が記載された住民票記載事項証明書の原本又はコピー

- ◆ 個人番号(マイナンバー)を利用した所得割額の確認を希望した場合、非課税証明書等を利用した場合よりも支給時期が更に2～3週間程度遅くなる可能性があります。

- ◆ 個人番号(マイナンバー)をご利用いただいても税情報が取得できない場合があります。(税の申告を行っていない方など)

その場合は、あらためて非課税証明書等をご提出いただきますのでご了承ください。

8 申請書の誓約・委任欄

申請書裏面に【5】誓約・委任欄がありますので内容を必ず確認していただき署名してください

高校生等奨学給付金（通常給付）対象者及び給付額確認シート

令和5年7月1日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？

はい

いいえ

都道府県ごとに申請期間が異なりますので、早急にお住まいの都道府県にお問合せください。

令和5年7月1日現在、高校生等は学校に在籍していますか？

はい

いいえ

該当しません

(休学又は7月2日以降の入学の場合はお問い合わせください。)

令和5年7月1日現在、高校生等は生活保護（生業扶助）を受けていますか？

はい

いいえ

保護者全員の令和5年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円（非課税）ですか？

はい

いいえ

該当しません

通信制または専攻科の高校生等はいますか？

はい

いいえ

「生活保護受給世帯」の給付額です
 専攻科以外
 国公立 32,300円
 私立 52,600円
 専攻科※
 国公立 50,500円
 私立 52,100円
 ※ 保護者の方に令和5年度の住民税所得割が課税されている方がいる場合は対象外

通信制・専攻科の高校生等については「通信制」「専攻科」の給付額です
 国公立 50,500円
 私立 52,100円
 通信制・専攻科以外の高校生等がいる場合は「非課税世帯・第2子」の給付額です
 国公立 143,700円
 私立 152,000円

高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいますか？

はい

いいえ

「非課税世帯・第2子」の給付額です
 国公立 143,700円
 私立 152,000円

2人以上の高校生等がいますか？

はい

いいえ

1人目の高校生等は「非課税世帯・第1子」の給付額です
 国公立 117,100円 私立 137,600円
 2人目以降の高校生等は「非課税世帯・第2子」の給付額です
 国公立 143,700円 私立 152,000円

「非課税世帯・第1子」の給付額です
 国公立 117,100円
 私立 137,600円

令和5年度 神奈川県高校生等奨学給付金 非課税世帯の世帯構成別支給額の例※

高校生等（年齢は問わない）

<詳しい条件については、お知らせをご覧ください。>

15歳（中学生は除く。）以上～
23歳未満の兄弟姉妹

● 保護者が扶養している子どもが一人の世帯



【全日制等】(第1子)
国公立 117,100円
私立 137,600円



【全日制等】(第1子)
国公立 117,100円
私立 137,600円



扶養されていない

● 申請する高校生等のほかに、保護者に扶養されている15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯

◎ 高校生等が複数いる世帯の場合



【全日制等】(第1子)
国公立 117,100円
私立 137,600円



給付額の増額
【全日制等】(第2子以降)
国公立 143,700円
私立 152,000円

(注) 高校生等以外に15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいない場合の支給額の組合せは次のようになります。(それぞれの高校生等について申請が必要です。)

- (1) 国公立と私立の組合せ
 - ・私立の高校生等を「第1子」とします。
- (2) 国公立同士又は私立同士の組合せ
 - ・最も年齢が上となる高校生等を「第1子」とします。



【通信制・専攻科】
国公立 50,500円
私立 52,100円



給付額の増額
【全日制等】(第2子以降)
国公立 143,700円
私立 152,000円

(注) 通信制の高等学校等や高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制・専攻科以外の高校生等については、給付額を増額し「第2子以降」の単価となります。

◎ 高校生等以外の子どもがいる場合

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
国公立 143,700円
私立 152,000円

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
国公立 143,700円
私立 152,000円

給付額の増額



【全日制等】(第2子以降)
国公立 143,700円
私立 152,000円



扶養されている

15歳以上(中学生を除く)～23歳未満の兄弟姉妹



記入上の注意

※ 記入にあたっては、黒又は青のボールペン等の消えない筆記具により記入してください。
(筆跡を消すことができるペンや鉛筆を使用することはできません。)

【申請者(保護者等)】の欄は、次によって記入してください。

この給付金を申請できる保護者等とは、原則として親権者(父母。父母がいない場合は代わって親権を行う者。)です。親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、主たる生計維持者の順で申請者となり、それらすべてがいない場合のみ生徒本人が申請者となります。

なお、次の①～⑤は除きます。

- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
- ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
- ③法人である未成年後見人
- ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
- ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

【申請者以外の保護者等】の欄は、次によって記入してください。

【申請者(保護者等)】の欄に記入した者以外に保護者等がいる場合は記入してください。

【1】対象となる高校生等についての欄は、次によって記入してください。

- ア 「対象となる高校生等」とは、ウに記載する高等学校等に在学する生徒のことです。なお、7月2日以降に高等学校等に入学する場合は、入学後速やかに学校担当者にご相談ください(入学時期によっては支給できない場合があります。)
- イ 現在在学する学校の在学期間について、記入してください。また、他に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ウ 対象となる高校生等が在学する「高等学校等」とは、国公立の高等学校(専攻科を含む)、中等教育学校の後期課程(専攻科を含む)、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- エ 「課程」の欄は、該当する学校の課程にチェックしてください。
なお、専修学校の場合、昼間学科は「全日制」、夜間等学科は「定時制」にチェックしてください。

【2】扶養親族の状況についての欄は、次によって記入してください。

非課税世帯であって、対象となる高校生等の兄弟姉妹(15歳(中学生は除く。)以上23歳未満に限る。)を扶養している場合に、その兄弟姉妹について記入してください。

【3】振込先口座の欄は、次によって記入してください。

振込先口座は申請者名義の口座としてください。やむを得ず申請者の口座を指定できない場合に限り、対象となる高校生等の口座を指定することができます。

【4】保護者等の収入の状況についての欄は、次によって記入してください。

ア (1)①、(2)①～⑥又は(3)①のうち、該当する1つにチェックしてください。

【神奈川県内公立学校・通常給付のみ】

(2)①～⑥にチェックした場合は、「課税証明書等を提出します。(提出していません。)」又は「個人番号カードの写し等を提出します。(提出していません。)」のいずれか1つにもチェックしてください。

- ・「課税証明書等を提出します。(提出していません。)」にチェックした場合は、課税証明書等により収入状況を確認します。
- ・「個人番号カードの写し等を提出します。(提出していません。)」にチェックした場合は、個人番号を利用して収入状況を確認します。

イ (2)②に該当するとするときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。なお、「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、課税証明書等を提出できない場合」が、親権者全員の場合は、(2)⑤又は⑥もしくは(3)①の「親権者が存在しない場合」に該当します。

【5】誓約・委任欄は、次によって記入してください。

記載内容について確認の上、申請者が自署してください。

添付書類

<非課税世帯>

【神奈川県内公立学校・通常給付の場合】

ア 保護者等全員の所得に関する書類（課税証明書等又は個人番号カードの写し等）

※ 対象となる高校生等が神奈川県内の高等学校等に在学し、就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金の申請（届出）を行っている場合はアの書類の提出を省略できる場合があります。

【上記以外の場合】

ア 保護者等全員の所得に関する書類（課税証明書等）

イ 対象となる高校生等が生活保護受給世帯に属さないことを確認できる書類（健康保険証等（医療機関で受診する際に提出する保険証等）の写し※1）

ウ 対象となる高校生等の兄弟姉妹の扶養※2を確認できる書類（健康保険証等の写し※1）

※1 健康保険証等の写しに記載されている保険者番号及び被保険者等記号・番号は読み取れないよう黒塗りしてください。

※2 扶養とは、医療保険各法（健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法）における扶養をいいます。

エ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）

<生活保護受給世帯>

ア 7月1日現在※の生業扶助（高等学校等就学費）を受けていることがわかる証明書（生活保護受給証明書等）

※ 新生対象一部早期（前倒し）給付の1回目の申請は4月1日現在

イ 振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）

留意事項

ア 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ウ 不正に奨学給付金を受給した場合は、全額を即時返還していただきます。

エ 第1号様式及び別紙において、「道府県民税」には都民税を含み、「市町村民税」には特別区民税を含みます。

【神奈川県内公立学校・通常給付の場合のみ】

オ ドメスティックバイオレンス等の事情がある方のうち、特定個人情報のやりとりに記録の制限をかける等の措置をしていない方は、個人番号カードの写し等による申請ではなく、課税証明書等により申請してください。

神奈川県立横浜清陵高等学校長 殿

※ 記入しないください。 円

年 月 日

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者 (保護者等)	ふりがな		高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者(父)	<input type="checkbox"/> 親権者(母)
	氏名			<input type="checkbox"/> 未成年後見人	<input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親
	住所	〒	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者	<input type="checkbox"/> 生徒本人	
	※1月1日現在、上記と異なる市町村に住所を有していた場合は右欄も記入してください。		1月1日現在の住所	<input type="checkbox"/> その他()	
			日中連絡が取れる電話番号		
			都道府県	市区町村	
			<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。		

- 非課税世帯⇒【1】～【5】を記入してください。
- 生活保護受給世帯⇒【1】【3】【4】【5】を記入してください。(【2】は記入不要)

【1】対象となる高校生等について

ふりがな		生年月日	昭和 年 月 日
氏名		平成 年 月 日	
在学する学校	学校の名称	(国公立) 神奈川県立横浜清陵高等学校	年
	課程	<input type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	
	在学期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
過去の高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日	課程
	立	~ 年 月 日	在学中に給付金を受給した回数
	立	年 月 日	なし 1回 2回 3回 4回 不明
	立	年 月 日	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

【2】扶養親族の状況について ※ 非課税世帯のみ記入してください。

続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年等	課程	給付金の申請の有無	備考
【高校生等】 対象となる高校生等以外の高校生等を扶養している場合には、記入してください。						
扶養親族の状況			国・公・私立 学校 年	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			国・公・私立 学校 年	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input type="checkbox"/> 上記以外	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	【上記以外の兄弟姉妹】 当該世帯に7月1日現在※、高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。					
	※ 新入生対象一部早期(前倒し) 給付の1回目の申請は4月1日現在					

【3】振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 本所・支所 出張所	支店コード	預金種目	普通・貯蓄
金融機関コード					
口座番号	口座名義人(申請者)	※カタカナで記入してください			

【4】保護者等の収入の状況について

(1)生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)を提出します。

① 生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)

(2)次の者の 課税証明書等を提出します。(提出しています。)

個人番号カードの写し等を提出します。(提出しています。)

① 親権者(両親)2名分(単身赴任の場合であっても、親権者2名分提出してください。)
生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合

② 親権者1名分(親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。)
・離婚、死別等により親権者が1名の場合
・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など

③ 未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合
(複数選任されている場合は全員分)

④ 生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名
生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合

⑤ 主たる生計維持者1名分
・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合
・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合
・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 など

⑥ 生徒本人
・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、生徒本人が成人に達している場合 など

<確認事項> 次の事項に同意する場合は、にチェックをしてください。(通常給付申請のみ)

高校生等就学支援金の申請(届出)で入力した保護者等の個人番号や、提出した個人番号カードの写し等を使用して収入の状況を確認することに同意します。

(3)次の理由により、(1)又は(2)の書類を提出しません。

① 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため

【5】誓約・委任欄 ※ 申請者の氏名を記入してください。

次のことを確認し、誓約(委任)します。

申請者氏名 _____

(非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通)

- ・この申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
- ・神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く。))の支弁対象ではありません。
- ・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任します。

(非課税世帯の方のみ)

- ・私の世帯は、7月1日現在※、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く)
※ 新入生対象一部早期(前倒し)給付の1回目の申請は4月1日現在
- ・【2】扶養親族等の状況についての欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹が私が扶養しています。

<学校使用欄>

学校受付印

次のことについて確認しました。

- 令和5年4月1日現在、本校の 全日制 定時制 通信制 専攻科 課程に在学します。
- 令和5年7月1日現在、
- 就学支援金
- 学び直し支援金 の受給資格を有する(補助要件を満たす)者です。
- 専攻科支援金
- ・納付金等について 未済なし 未済あり (_____ 円)

学校の名称

神奈川県立横浜清陵高等学校

学校の所在地

〒232-0007

横浜市南区清水ヶ丘41番地

学校長の氏名

土佐 明美

職印

学校の電話番号 045-242-1926

通常給付 記入例

太字の部分を入力してください

この申請書を書いた日を入力

第1号様式の1 高校生等奨学給付金受給申請書

神奈川県立横浜清陵高等学校長 殿

令和5年 7月10日

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者 (保護者等)	ふりがな	かながわ いくお	高校生等との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者(父) <input type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他()
	氏名	神奈川 育夫		
住所	〒	221-0057	日中連絡が取れる電話番号	
		横浜市神奈川区青木町00-00-00	090-xxxx-xxxx	
※1月1日現在、上記と異なる市町村に住所を有していた場合は右欄も記入してください。			1月1日現在の住所	神奈川県 川崎市 区 <input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。

保護者(親権者等)の住所・氏名・電話番号(日中連絡がとれるもの)を記入し、高校生等との関係をにチェック

申請者以外の保護者等がいる場合は、氏名を記入し、高校生との関係をにチェック

1月1日現在の住所が現住所の市町村と異なる場合は、1月1日現在の住所欄を記入

申請者 以外の 保護者等	ふりがな	かながわ たかこ	高校生等との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者(父) <input type="checkbox"/> 親権者(母) <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> その他()
	氏名	神奈川 高子		
※1月1日現在、上記の申請者住所と異なる市町村に住所を有していた場合は右欄も記入してください。			1月1日現在の住所	神奈川県 川崎市 区 <input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。

- 非課税世帯⇒【1】～【5】を記入してください。
- 生活保護受給世帯⇒【1】【3】【4】【5】を記入してください。(【2】は記入不要)

いずれか該当する方にチェック

【1】対象となる高校生等について

ふりがな	かながわ きょうすけ	生年月日	昭和 19年 5月 5日 平成
氏名	神奈川 京介		
在学する学校	学校の名称	(国公立) 神奈川県立横浜清陵高等学校	1年
	課程	<input checked="" type="checkbox"/> 全日制 <input type="checkbox"/> 定時制 <input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科	
在学期間		令和5年 4月 1日 ~ 年 月 日	
過去の高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日 ~ 年 月 日	課程
	立		在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
立	学校名	年 月 日 ~ 年 月 日	課程
	立		在学中に給付金を受給した回数 なし 1回 2回 3回 4回 不明 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

生徒の氏名と生年月日を入力

令和5年7月1日に在学している(いた)学校について記入

令和5年6月30日以前に上記以外の高専学校等に在学していた場合は記入

【2】扶養親族の状況について ※ 非課税世帯のみ記入してください。

続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年等	課程	給付金の申請の有無	備考
【高校生等】※対象となる高校生等以外の高校生等を扶養している場合には、記入してください。						
姉	神奈川 英子	H17.12.12	国私立 神奈川県立〇〇高等学校3年	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 専攻科 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外	有 無	
【上記以外の兄弟姉妹】当該世帯に7月1日現在※、高校生等以外に、15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。 ※ 新入生対象一部早期(前倒し)給付の1回目の申請は4月1日現在						
兄	神奈川 学	H13.8.8	無職			
兄	神奈川 教夫	H14.9.9	〇〇〇〇大学3年			

<非課税世帯の場合> 扶養している高校生等及び15歳以上23歳未満の兄弟姉妹について記入してください

<生活保護(生業扶助)受給世帯の場合> 記入不要です

【3】振込先口座

金融機関名	●●	銀行 信用金庫 信用組合・農協	▲▲	本店 支店 本所・支所 出張所	支店コード	預金種目	普通 貯蓄
金融機関コード	1 2 3 4				0 0 1		
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	口座名義人(申請者)	※カタカナで記入してください				
			カナガワ イクオ				

申請者名義の振込先口座を記入

【4】保護者等の収入の状況について

(1)生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)を提出します。

① 生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)を受けていることがわかる証明書)

生活保護(生業扶助)受給世帯の場合は
チェック

非課税世帯の場合は、いずれか該当する方にチェック

(2)次の者の 課税証明書等を提出します。(提出しています)
 個人番号カードの写し等を提出します。(提出しています)

非課税証明書等による収入状況確認を希望する場合はこちらにチェック

個人番号による収入状況確認を希望する場合はこちらにチェック

①	<input checked="" type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分(単身赴任の場合であっても、親権者が2人存在する場合は2名分) 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分(親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が持つ場合を除く) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 など
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人()名分 (親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(複数選任されている場合は全員分))
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 など
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、生徒本人が成人に達している場合など

非課税世帯の場合は、(2)①から⑥まで又は(3)①のいずれか1つのにチェック

<確認事項> 次の事項に同意する場合は、にチェックをしてください。(通常給付申請のみ)

高校生等就学支援金の申請(届出)で入力した保護者等の個人番号や、提出した個人番号カードの写し等を使用して収入の状況を確認することに同意します。

(3)次の理由により、(1)又は(2)の書類を提出しません。

① 所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため

【5】誓約・委任欄 ※ 申請者の氏名を記入してください。

次のことを確認し、誓約(委任)します。

申請者氏名 神奈川 育夫

(非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方 共通)

- この申請書の記載内容は事実と相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会等の求めに従いその全額を即時返還します。
- 神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く。))の支弁対象ではありません。
- 授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任します。

(非課税世帯の方のみ)

- 私の世帯は、7月1日現在※、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助を受給していません。(対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く)
- ※ 新入生対象一部早期(前倒し)給付の1回目の申請は4月1日現在
- 【2】扶養親族等の状況についての欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹が私が扶養しています。

記載されている内容を確認の上、申請者が署名してください

署名が漏れていると、支給できません

<学校使用欄>

学校受付印	学校で使用しますので、記入しないでください。
学校の名称	
学校の所在地	
学校の電話番号	

全員提出

通帳等のコピー貼付台紙

生徒氏名 年 組

振込先口座を確認するため、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号および口座名義人がわかる部分の通帳のコピーを貼付してください。(通帳の表紙裏に記載されていることが多いです)

通帳等コピー のり付け

※金融機関名、支店名、預金種別、口座番号および口座名義人がわかる部分をコピーしてください。
(通帳の表紙の裏に記載されていることが多いです)



健康保険証コピー貼付台紙

生徒氏名 _____ 年 _____ 組 _____

生徒本人の健康保険証コピーを貼付してください。

健康保険証 コピー のり付け

【申請書表面に兄弟姉妹を記載した場合】

申請書表面に記載した兄弟姉妹の健康保険証のコピーを貼付してください。

<兄弟姉妹①>

<兄弟姉妹②>

健康保険証 コピー のり付け

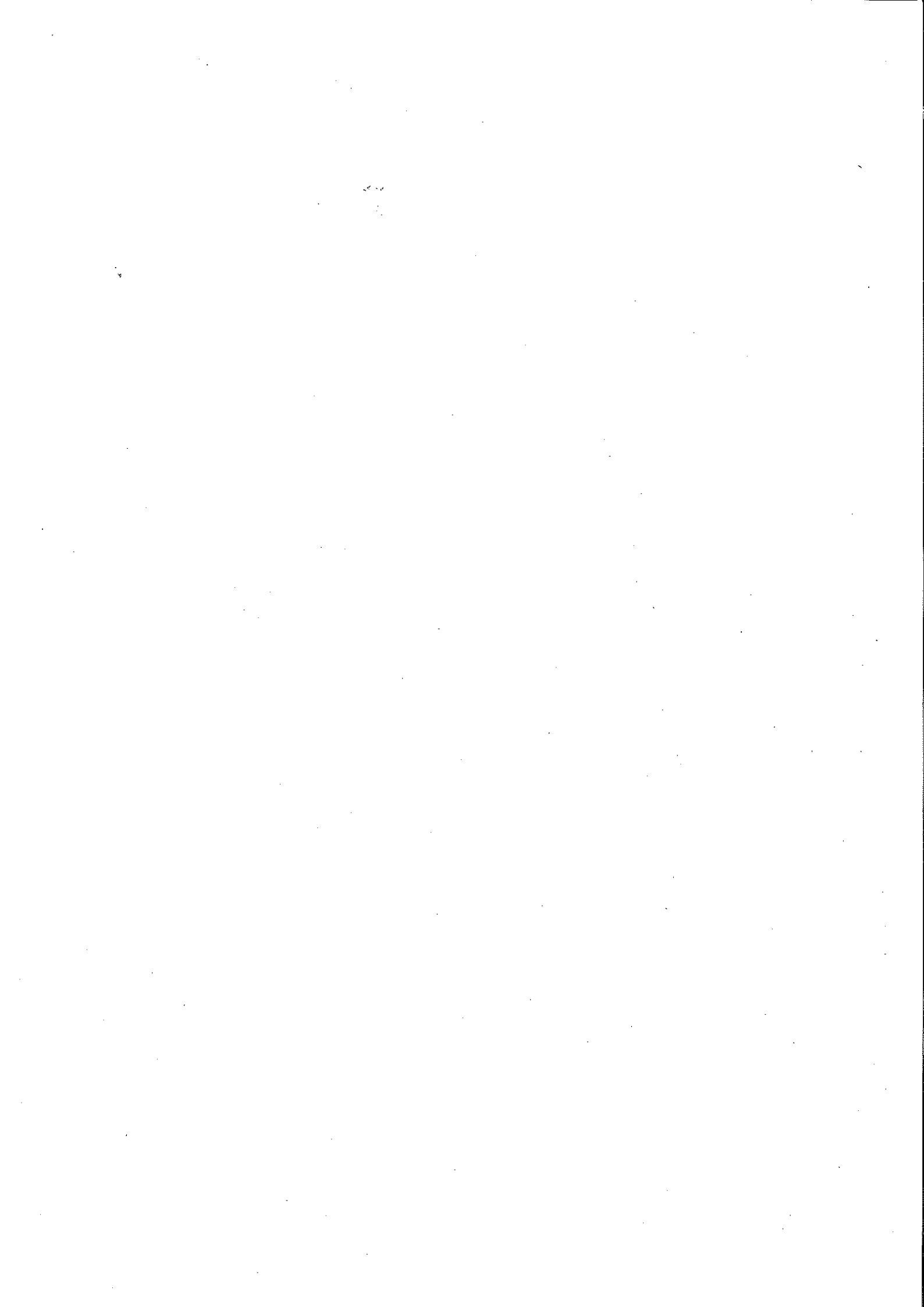
健康保険証 コピー のり付け

<兄弟姉妹③>

<兄弟姉妹④>

健康保険証 コピー のり付け

健康保険証 コピー のり付け



第2号様式

生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による
生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

年 月 日

福祉事務所長 印

次の世帯が、令和4年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による「生業扶助（高等学校等就学費）」の受給中であることを証明する。

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏名	続柄	生年月日	保護開始日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
		年 月 日生	年 月 日
証明書の使用目的			
高校生等奨学給付金の受給手続きのため			
備考			

